

所収：川越治、植村邦彦、野村真理『思想史と社会史の弁証法 良知力追悼論集』、お茶の水書房 2007 pp.5-30 (全 465 頁)

西洋近代思想史の批判的再検討 —カント最晩年の政治思想におけるロック批判の脈絡—

平子友長

はじめに

本稿において筆者は、ジョン・ロック、カント、ヘーゲル三人の思想家の言説に焦点を当てて、西洋社会思想史の伝統的なパラダイムに反省を加えることを試みた。日本における西洋社会思想史研究の枠組みは、基本的には、文明化の歴史であった。近代の世界史が文明化の歴史として、文明化の主体がネイションとして構想されてきた。文明化は未開を前提とし、多少の荒療治を伴うとしても、未開を征服することは基本的に「正しい」ことであると理解されてきた。二〇世紀後半に至り、文明化がその大量生産・大量消費のシステムにより地球環境全体を破壊しつつあること等が明確になるにつれて、この文明化それ自体に対する懐疑も次第に深まってきた。本稿は、社会思想史研究の分野における価値観の変更の試みの一つである。

一. ジョン・ロック所有権論の主題

社会思想史の通説に於いてロックは、労働に基づく所有権理論を基礎付けた人として肯定的に評価されている。ロックは、しばしば生命（身体）、自由、所有権 property を併記している。これらは三位一体をなしており、生命の働き＝労働から所有権が生じ、所有権を擁護することによってはじめて各個人の自由と生命の安全も保証されると、ロックは考えている。

「人間は生まれながらに、自然によって、…自分の所有権、すなわち自分の生命、自由および土地財産を守る to preserve his property - that is, his life, liberty, and estate 力を持っている。」(八七節 傍点は平子)

従ってロックが、単に、所有権の維持だけを述べている場合でも、上記の三位一体が前提されている場合、それは同時に各人の生命および自由の維持を含意していると解釈される。

「政治権力とは、所有権を規制し維持するために、死刑を伴う、従ってそれ以下のあらゆる刑罰を伴う、法律を作る権利である…と、私はみなす。」(第三節)

しかし、以下に見るようにロックの所有権理論は、労働能力を所有している人間の所有権を結果的には否定する論理となっており、結論に於いては、ロックによる市民的政府 civil government は、所有権を否定された人々の生命、自由を否定する論理となっている。このことを証明するために、ロックの『市民政府論』第二部第五章「所有権について」の論理構造を詳しく見てみたい。

ロックの所有論は以下の五段階から構成されている。

(一) 神はまず、大地と大地が生み出すすべての物を人類に共有物として与えた（土地の根源的共有 二五、二六節）。

(二) 「しかしすべての人間は彼自身の身体 person に対する所有権を持っている。…彼の身体の労働および彼の手の仕事は、正当に彼のものである。」（二七節）。

ロックはまず各個人の自己の身体に対する私的（＝排他的）所有権を定立し、そこから身体の活動である労働に対する私的所有権を導出する。

(三) ロックは次いで労働に対する私的所有権から、労働対象と労働生産物に対する所有権を導出する。

「この労働は疑うことのできない労働者の所有であるから、労働がひとたび加えられた物に対しては、彼のみが権利を持つのである。」（二七節）

ひとたび人間の労働が付け加えられると、そのことによって自然物は共有物から私有物に転化する。こうして狩人が追跡している動物は、少なくとも彼が駆り立てている間は、彼の所有物になる。それどころか本人の労働が投入されなくとも、「私の馬が食べた草、私の召使いが切り取った芝土」（二八節）さえも私の所有物となる。こうして「私の物である労働 [これには私の所有する召使いや動物の労働も含まれる] が、それらの物 [草や芝土] がかつてあった共有状態からそれらの物を取り去ることによって、それらの物に対する所有権を確定した」（二八節）とされる。

(四) しかしこの労働生産物に対する所有には、二つの制限が加えられる。

第一の制限（量的制限）は、労働生産物は各人がそれを有効に利用しうる範囲内においてのみ労働主体の所有となるという制限である。他方、有効に利用しえない部分は他人の所有に帰する。ここでのロックの論理の巧妙なトリックは、この有効利用の基準を「労働生産物を腐敗させるか否か」という点のみに置いたことである。労働生産物を腐敗させなければそれをどれだけ蓄積し独占しても正当とされるのである（生存のために必要な量をはるかに超える蓄積は果たして有効な利用といえるのかという問題は、考慮されない）。

第二の制限（質的制限）は、単なる労働一般のレベルでは、植物や動物など動産に対する所有権を成立させることができるだけで、土地それ自体に対する所有権を成立させることはできないことである。そこで土地所有権の成立を説明するために、第五の規定が付加される。

(五) 農業労働だけが土地に対する所有権を発生させる。

「一人の人間が耕し、植え、improve し、開墾し cultivate、その生産物を利用することのできるだけの土地、それだけが彼の所有物である」（三二節）。

それでは、狩猟、漁労、採集労働では成立しなかった土地所有権が農業労働にのみ認められるのはなぜか。それは農業労働だけがインプルーヴ能力を持っているからである。

「神とその理性は、地球を subdue すること、すなわち生活の便宜のために地球を

－ Earth を「地球」と訳した。ロックの文脈では earth は、広大無辺のイメージを持つ「大地」（「地球」と違って「大地」には果てがない）を意味するが、有限の球体空間であることを強調するために「地球」の訳語を採用した。Earth は無限の空間的広がりを持つ「大地」ではなく、有限な「地球」であるということが、カントがロック批判を意図しつつ世界市民的体制を提唱した理由の一つであった。カントの永遠平和とは、単に、戦争のない平和な体制を意味するだけでなく、ロック的な所有権理論（無主の地論）が否定された

improve することを人間に命じた。」(三二節)。

上の引用文において improve と subdue を原語のまま残しておいた。従来の邦訳では、これらは造作なく「改良する」「開墾する」と訳されてきた。しかし、improve を「改良する」と訳すことによって、ロックの時代にはこの言葉は未だ今日のような「改良」一般を意味する言葉ではなかったことが看過され、subdue を単に「開墾する」と訳すことによって、この単語が本来持っている「征服する」という意味が隠されてしまった。従来の邦訳は、ロックの政治思想のキイ・ワードを「改良」「開墾」という当たり障りのない言葉に翻訳することによって、ロックの政治思想が秘めている暴力の契機を捉えることができなかった。

ロックの土地所有権論を構成するキイ・ワードは、waste, improve, subdue という三つの単語である。これらはロックの土地所有権論において、いわば三位一体をなしている。しかもこれらは、十七世紀イングランドにおける独特の言語使用を背景にしていた。

The Oxford English Dictionary (以下 OED と略記) によれば、to improve は、古フランス語の en (= into) と pro, prou, preu (英語の profit を意味する pros の斜格形) とを合成して作られた動詞 emprower に由来し、当初は enprow, emprow などと表記されていた。その原義は、「利潤をあげること to turn into profit」を意味していた。事実、十六、十七世紀の用法を見る限りは、to improve something は、「ある物を有効に活用して、そこから利潤をあげること to turn something to profit or good account, to make profitable use of something, to invest (money) to profit」という意味で使用されていた。

この語は 18 世紀初頭以降ようやく、「改良する to make better, to ameliorate」という現代的意味で使用され始める。現代英語では、「利潤をあげる」という意味はほとんど消え失せて、to improve the chance, opportunity or occasion (機会をうまく捉えて活用する) などの用法にわずかにその痕跡を留めているに過ぎない。

英語以外の西洋諸語においては、「改良する」を意味する動詞は、副詞比較級「より良く」から派生した動詞形である。例えば、ドイツ語では verbessern (<besser), meliorisieren (ラテン語の比較級 melior に由来)、フランス語では améliorer (同前)、イタリア語では migliorare (<meglio) である。英語でも、to better, to ameliorate という動詞が存在しているにもかかわらず、元来は「利潤をあげる」ことだけを意味していた to improve がそれらを押しのけて「改良」一般を意味する日常語の地位を獲得した。

この言語現象には、以下に述べるようなイングランド資本主義の二つの特徴が色濃く反映していた。

第一に、イングランドにおいては、「改良」が「利潤をあげる改良」に限定されたことであり、第二に、「利潤をあげる」ことが「生産方法を改良することによって利潤をあげる」ことに限定されたことであった。他の西洋諸国においては、このような二重の限定が歴史的に成立しなかったことが、それらの国々における「改良する」と「利潤をあげる」との単語上の分離となって現象している。

体制を意味している。

さらに to improve が「改良する」に向かって意味変化する第一歩が to improve land という用法であった。これは to inclose and cultivate waste land (荒蕪地を囲い込んで耕作する) ことを意味した (初出 1632 年)。まず「土地を囲い込み (=先住民を駆逐して)、利潤を目的とする開墾を行うこと」を to improve land と呼ぶ語用が生まれ、次いで、他の生産用具を利潤目的で活用することへと広がって、18 世紀以降次第に、「改良する」という意味が to improve という動詞に定着していった。

17 世紀においてこの用法が普及したのはむしろ北アメリカ植民地であったことは、農業資本主義の実質が本国よりも植民地において早熟的な展開を見せていたことを示唆するとともに、イギリスの農業資本主義がはじめから帝国主義的性格を有していたことを示唆している^二。

その時代、to improve land と密接な関係に置かれた言葉が、to subdue であった。

この動詞は、現在ではもっぱら「[ある地域、敵を] 征服、支配する」、「[反乱、暴徒を] 鎮圧、制圧する」、「[感情を] 抑制する」という意味でしか使用されない。しかしこの動詞には、「[土地を] 開墾する to cultivate」というもう一つの意味があった。動詞 to subdue が、「征服する」を意味するラテン語の動詞 subdere に語源を持つことを考慮すれば、この動詞が「征服・制圧・抑制」を意味することに何の不思議もない。問題は、この動詞が何故「征服する」とともに「開墾する」という意味を獲得するに至ったのか、という点にある^三。

「征服」と「開墾」の両義を持つ動詞 to subdue の用法には、地球を開墾 cultivate する者だけが地球を征服・支配する権利を持つという思想が表現されている。しかもここで開墾とは、農業における開墾一般を意味するのではなく、improvement を伴う開墾つまり営利目的で開墾を行う者だけが、神命によって、地球全体を支配する資格が与えられるという思想を表現している^四。

To improve, to subdue と密接な連関に置かれ、かつ英語独特の意味を持つ言葉は waste である。この言葉は、まず (一) 草木のまばらな荒地や砂漠を意味する。植物や動物を扶養する能力に乏しい、その意味で不毛な土地が waste である。(二) 更に waste は、金属や繊維の切り屑などの産業廃棄物、家庭から排出される塵などの廃棄物を意味する。(三) 最後に、自然の生物扶養力がどれほど豊かであろうとも、およそ人間の手が加えられない自然がおしなべて waste と呼ばれる。

「荒地」「廃棄物」「原生的自然」、これら互いに全く異質な三つの意味を一語で体現している言葉が waste である。waste は、to improve, to subdue と同様、近代イングランド特有の自然観・歴史観を背後に持っている^五。

二 エレン・M・ウッド (二〇〇一) (特に第四, 五章) 参照。

三 ちなみに一語で「征服」、「開墾」を同時に意味する言葉は、英語以外の西洋諸言語には見出されない。ドイツ語、フランス語、イタリア語の順に列挙すれば、「土地を征服する」を意味する言葉は ein Land erobern, une terre conquérir, una terra conquistare であり、「土地を開墾する」は ein Land anbauen (urbar machen), une terre défricher, una terra dissodare (bonificare) である。

四 「従って地球を開墾する subdue、ないし耕作する cultivate ことと支配権 dominion を持つこととは互いに結合している。前者が後者の資格を与えたのである。」(三五節)。

五 英語以外の西洋諸語では、「荒地」(Wüste, désert [friche], deserto) と「廃棄物」(Abfall, déchets, cascami [rifutti]) とは別々の単語で表現される。ましてそれらの単語が「人間の

Waste は、ラテン語 *vastus* から派生した言葉で、元来は、(1)「荒涼とした、不毛の」(empty, deserted, desolate) 土地を意味した。そこから(2)「略奪され、破壊・荒廃せられた」(laid waste, ravaged) 町や土地を意味するようになった。ここまではラテン語 *vastus* と意味を共有している。

次いで(3)waste 独特の意味として「くず」「廃棄物」「浪費」という意味が加わった(初出 1430 頃)。

しかし英語独特の表現と言うべきは、たとえどれほど豊かな自然に恵まれている土地であっても、「人間による開墾・耕作の行われていない土地」(OED: a piece of land not cultivated or used for any purpose)が一律に waste と呼ばれたことである。さらに、ロックの所有権理論の強い影響の下に、「何人によっても先占されていない共有地」(OED: a piece of such land not in any man's occupation, but lying common) さえもが waste と呼ばれるようになった。

合成語 *wasteland* は、元来は、砂漠やその他の自然的要因によって、植生の乏しい文字通り「不毛の土地」を意味していたが、後に、耕作その他の目的に使用されていない土地または地方を意味するようになった。この意味で *wasteland* は、19 世紀後半には、ニュー・ジーランドを指す言葉として使用された (OED)。人間の手が加わっていない自然を荒涼たる「不毛の荒野」と観念し、それを「廃棄物」とも等置する思想、これが西洋近代資本主義を生み出した思想であった。土地を開墾した者だけがその土地を征服・支配・所有することができた。また土地を開墾するとはその土地を「改良」することであった。その意味で、to subdue イコール to improve であった。そして西洋近代の諸国民によって未だ to subdue=to improve されていない地球上のすべての土地が waste と観念されたのであった。

ロックによれば、神は大地を「開墾」するために人類に与えた。「開墾」によってはじめて土地は共有物から私有物に転化し、開墾者の排他的所有となる。地球上で狩猟、漁労、採集など非農業的自然経済を営む人々は、神が人間に託した使命を蔑ろにしている人々であり、彼らが住む土地はすべて「無主の地 *terra nullius*」であり、開墾者によって subdue(開墾=征服)されることを神によって待望されている。この「無主の地」理論の確立、これがロック『市民政府論』の隠された主題であった。

ロックが『市民政府論』第二部第五章において展開した所有権理論の主題は、社会思想史の教科書などで言われているような労働による所有権の基礎付けではなく、「開墾=征服」による土地所有権の基礎付けを媒介としてすべての人間に備わっている労働能力による所有を否定することであった。このことは、『市民政府論』第二部第五章において、イングランドの優秀な農業経営の対極に挙げられた事例はすべてネイティヴ・アメリカンの「非生産的」な生活様式であり、それ故に、彼らはイングランドの入植者たちによって追放されなければならない人々として描かれていることが雄弁に語っている。彼らは、労働能力に恵まれているにもかかわらず、彼らには生命・自由・所有権の三位一体が認められないのである。

「アメリカ人の若干の諸民族 *nations* は土地を豊富に持ちながら、生活を快適にする物すべてにおいて貧しい。彼らは自然によって他のどの国民 *people* と比較しても遜色

介入を免れたありのままの自然」(*Urnatur, la nature primaire ou primitive, la natura primaria*) を意味することはない。

のないほど・・・肥沃な土壌を潤沢に提供されながら、その土壌を労働によって improve する努力を欠くがゆえに、われわれ [イングランド人] が享受している生活の便宜品の百分の一も持っていない。そして、広かつ肥沃な領土を持つ国王が、イングランドの日雇い労働者よりも劣悪な衣食住の状態にあるのである。^六」(四一節 傍点は筆者)。

地球上の土地を開墾=征服する人々の所有物に変えることが神の意志であるとロックは考えた。これは事実上、先住民を追放して土地を囲い込むことを意味したが、ロックはそれを他人の権利に対する如何なる侵害でもないと考えた。その理由は、地球上の土地は無尽蔵に存在すると仮定されていたからである。

「ある人が自分のために土地を囲い込んだからといって他の人々のために残された土地がそれだけ少なくなったわけではない。というのは他の人が十分利用しうるだけの土地を彼が残しておくならば、彼は何も取らないに等しいからである。」(三三節 傍点は筆者)。

カントが自己の所有理論を地表の球面性に由来する有限な空間性の上に基礎付けたことの意味は、ここにあった。ロックの自然状態論は大地の広大無辺性命題と結合することによって、強者に都合の良い理論を提供していたからであった。

二. 近代国際法における先占概念

近代国際法は、元来は、ヨーロッパという一地域に成立した近代諸国家の相互関係を規制する法として生み出され、その意味においてヨーロッパ公法 *ius publicum europaeum* としての性格を保持しながら、ヨーロッパ諸国家による植民および商業活動の拡大とともにその適用範囲を次第に拡大していった。従って、非西洋諸地域が近代国際法の体系内に位置づけられた最初の仕方は、多くの場合、国際法の主体としてではなく、その客体としてであった。

現代の国際法は、領土取得の権原として、割譲、併合、征服、先占、時効、添付の六種類を認めている。このうち添付は、海底の隆起、土砂の堆積などの自然的要因により、または埋め立てなどの人工的要因により、国家の領土が増加することである。残りの五種類のうち、先占以外は、領土の全部または一部を喪失する集団が国家として国際法上の交渉当事者として認知されている。征服の場合は、ある国家が他の国家の領土を、合意に拠らず、一方的かつ強制的に自国の領土に編入することであるから、征服された国家は征服後、消滅する。しかし征服以前における国家としての地位が承認されている点が、先占との決定的な相違である。先占とは、ある国家が国際法上の無主の地を所得することである。国際法上の無主の地とは、まだいずれの国家にも帰属していない土地のことを意味しており、その土地に人々の集団が居住していても、その集団が国家として認知されなければ無主の地となる。

従って、先占以外の概念は、ヨーロッパ域内における領土変更のためにも適用されえた

^六 この言説 (傍点を付した箇所) が、アダム・スミスを始めとする十八世紀の社会理論家たちに継承されて、ステイトと区別されるネイション・ステイトの成立を画するメルクマールとなることについては、平子(2003)を参照。

のに対して、先占は、もっぱら西洋諸国家が非西洋諸地域を支配分割するための法概念として機能した。

十六世紀以降本格的に展開される西洋諸国民による非西洋諸地域に対する征服活動は、実力行使に基づく土地の征服の事実が先行し、それを正当化するために法理論が後から考案されたという経緯がある。非西洋諸地域の土地領有に関する国際法理論は、土地を領有される先住民との関係においては存在せず、むしろ、土地領有をめぐる西洋諸国家間の紛争を処理し、規制するための法理論として展開されてきた。

この法理論は、それぞれの時代における植民地獲得の具体的形態に都合良く案出されたし、かつ各時代において他国に自己の意志を強制する最強の実力を有していた諸国家の植民地獲得活動の利害を色濃く反映するものであった。

非西洋世界の土地獲得は、当初は、教皇による認許または単なる発見によって合法化された。その後、ヴィットーリアやゲンティーリらの国際法学者が輩出し、かれらは正当戦争の結果としての征服に基づいて土地獲得を合法化した。近代国際法の歴史において領土取得の権原として先占概念を最初に提唱した人がグロティウスであった。グロティウスから約百年後、彼の先占理論を更に精緻化して、現代に通じる国際法上の先占概念を初めて理論構成した人は、ヴァッテル (Emmer de Vattel 1714-1767) であった^セ。

ヴァッテルは、先占の根拠を労働に求めることによって、第一に、狩猟、遊牧などを営む先住民の土地を無主の地と規定し、これを西洋諸国民が獲得することを合法化する法理論を提供するとともに、他方で、教皇の認許や単なる発見が土地獲得のための十分な権原を構成しないことを主張した。第二に、ヴァッテルは、国際的先占と私的先占とを厳密に区別し、国際的先占とは国家を主体とする無主の地に対する現実的占有であることを明確にした。ヴァッテルによって初めて、国家の人格と主権が、君主の人格と主権に取って代わり、グロティウスやヴォルフにおいてもなお認められた家産国家の観念が退けられた。ヴァッテルによって、近代国際法における先占の概念および要件が確定された。

「すべての国家は自然法上自己の分け前になった土地を耕作する義務を負う。そしてその居住する土地が需要を充たさない限りにおいてのみ、その国境を拡張、または他国からの援助を受けることができる。」(Vattel, I, VII §81 太壽堂一九九八、三八頁、傍点は筆者)。

「[土地を耕作することは自然法上の義務であるから] これらの [遊牧民の] 部族は自ら必要とせず、居住も耕作もしない土地を排他的にとっておくことはできない。このような広大な地域における不確かな居住は、真実にして合法的な占有とはなりえない。そして本^セ国で狭隘をかこつヨーロッパの諸国が、未開人が特に必要ともせず現実的かつ継続的使用を行っていない土地を発見した時には、その土地を合法的に先占し、植民地を建設することができた。既に述べたとおり土地は人類にその生存のために属している。

^セ ヴァッテルは、スイスの外交官、哲学者、公法学者であった。哲学者としては、ライプニッツの哲学を擁護した (『ライプニッツ体系の擁護』一七四二年)。また外交官としてはザクセン公アウグスト三世の顧問を務め、その後、ベルンにおいてザクセン公の代理を務めた。しかし彼の名を不朽のものにした仕事は、主著『国際法—諸国民および諸主権者の行動および諸事件に適用された自然法の諸原理—』(一七五八年) であった。

もし各国が創生以来、野生の物を狩猟し、果実をつみとるだけで生活するように、広大な土地を所有することを望んでいたとしたならば、地球は今日その上に住んでいる人間の十分の一を養いうるにすぎないだろう。従って未開人をより狭い範囲に閉じ込めても、決して自然の目的にはずれないのである。」(Vattel, I, VIII § 209 太壽堂一九九八、三八頁、傍点は筆者)。

近代国際法における先占理論は、ロックによる耕作による土地所有権の基礎付けの理論を受容することによって、西洋諸国民が非西洋諸大陸の「開墾されていない土地 [waste]」を奪い取ることを合法化するための法理論であった。

三. ヘーゲルの近代国家論におけるアメリカ問題

近代国家の編成において貧困問題の打開がいかに関心的問題となるのかを、誰よりも深く認識していた哲学者がヘーゲルであった^ハ。ヘーゲルは晩年の著作『法の哲学』(一八二一年)において、市民社会^九を富の過剰にもかかわらず貧困の過剰を累進させて行く社会(自らが生み出す貧困問題をシステム内在的なメカニズムによっては解決することのできない社会)として把握し^{一〇}、貧困の過剰とともに生み出される貧民に対する福祉行政を近代国家の取り組むべき最重要課題の一つとして提起した。

近代世界においては、最も文明化された諸国家でさえも、国内体制において貧困の過剰と大量の貧民の発生を防止することができない。貧民は、大都市に集住して、犯罪や暴動の温床となるばかりでなく、国家に対する反乱や武力革命への参加者を排出する社会階層として、その存在それ自体が公共的秩序に対する脅威となる。この貧民問題への対応を誤ったことが、フランス革命の狂気とテロルを生み出した元凶であると把握したヘーゲルは、この貧民問題への諸政策を福祉行政と規定し、これを近代国民国家の存亡を左右する第一級の政策課題として押し出した。しかしこの福祉行政は、国内的諸政策だけで完結することはできず、必ず植民政策にまで進まなければならない。

「市民社会は、植民地の建設へと駆り立てられる。人口の増加がすでにそれだけでこうした作用をおよぼすが、生産が消費の需要を上回る時、自分の欲求を自分の労働によっては満足させることができない人々が多数生じる場合は特に、市民社会は植民地の建設へと駆り立てられる。」(二四八節 補遺 Hegel 1970, S. 392)

市民社会が必然的に生み出す大量の貧民の存在と、絶望的窮乏ゆえに国家に敵対する叛徒へと貧民を追いつめないようにするための植民政策の必要性が、『法の哲学』における国際関係を規定している。ヘーゲルにとって国際関係は、一方では、文明化された諸国民が未

ハ 「いかにして貧困を取り除くべきかという重要問題こそ、とりわけ近代社会を動かし、苦しめている問題なのである。」(二四四節 補遺 Hegel 1970, S.390)

九 ここで市民社会とは、*bürgerliche Gesellschaft* としての市民社会のことであって、*civil society, société civile* としてのそれではない。両市民社会概念の相違については、平子(二〇〇七)を参照。

一〇 「市民社会は、富の過剰にもかかわらず、十分には富んでいない、すなわち貧困の過剰と貧民の出現を防止するのに十分な程には、自分本来の資産を持ってはいない。」(二四五節 注解、Hegel 2007, S. 390)

開な諸民族の居住する土地を植民・征服する過程^一であるとともに、他方では、植民・征服をめぐって文明化された諸国民相互が覇権を競い合う闘争場裏として現れる。この意味で、国際関係は自然状態に留まり、自然状態における紛争は戦争によって決着されるほか無い^二。この国際関係という自然状態の中で勝利する民族が支配的民族であり、この民族が世界史の各段階における世界精神を代表する。

「世界史においては、世界精神の理念の必然的契機であって、現在、世界精神の段階であるところの契機が、絶対的権利を得るのであり、この契機において生きている民族とその行為が、おのれの目的を完遂して幸運と名声を得るのである。」(三四五節 Hegel 2007, S.505)

「この民族は、世界史の中で、この時代にとっての支配的民族 *das herrschende Volk* である、一…世界精神の現在の発展段階の担い手であるという、この民族の絶対的権利を向こうに回しては、他の諸民族の精神は無権利であり、すでに自分の時代が過ぎ去っている民族精神と同様、もはや世界史において物の数に入らない。」(三四七節 Hegel 2007, S.505-506)

世界史とは、この意味で、支配的民族を選抜するための世界法廷である^三。この世界法廷では、法ではなく戦争力が決定するから、この世界法廷に参加する諸国家の国民は戦争を絶対的悪と見なしてはならないし、国家のために犠牲になることを自らの普遍的義務と心得なければならない^四。

一 「婚姻と農業から出発して、法律的諸規定および客観的諸制度へと歩み出することは、理念の絶対的権利である。」(三五〇節 Hegel 2007, S.507) 「上記の規定から次のことが生じる。すなわち文明化された諸国民 *zivilisierte Nationen* が、国家の実体的諸契機において彼らよりも劣っている他の諸国民を、(牧畜民族が狩猟民族を、農耕民族が前二者をそうするように)、自分たちと平等ではないという意識でもって、野蛮人 *Barbaren* として見なし、かつ野蛮人として扱う…ということが、生じるのである。」(三五二節 Hegel 2007, S.507-508)

二 「諸国家の関係は、それぞれの国家主権を原理とするものであるから、その限り諸国家は相互に自然状態の内にある。…だから国際法の普遍的な規定は、どこまでも当為たるにとどまる。」(三三三節 Hegel 2007, S.499-500) 「それゆえ国家間の争いは、それぞれの国家の特殊の意志が合意を見出さない限り、ただ戦争によってのみ解決される。」(三三四節 Hegel 2007, S.500)

三 「もろもろの民族精神の諸原理の相互関係における運命と所行とは、これらの民族精神の有限性が現われてくるところの弁証法である。この弁証法から、普遍的精神すなわち世界の精神が、無制限なものとして…出現し、おのれの法を一この法こそ至高の法である—世界法廷 *das Weltgericht* としての世界史 *die Weltgeschichte* において、各民族精神に対して執行するのである。」(三四〇節 Hegel 2007, S.503)

四 「戦争は絶対的害悪と見なされてはならないし、またたんに外面的な偶然と見なされてもならない。…戦争によって『もろもろの有限な限定された状態に対して諸国民が無関心になるために、諸国民の倫理的健全性は保たれるのである。それは風の運動が海を腐敗から防ぐのと同様である。持続的な風は海を腐敗させるであろうが、それと同様に、永

以上、『法の哲学』の最終部分におけるヘーゲルの世界認識を要約した。筆者は、ヘーゲルの好戦的な主張を殊更に強調してヘーゲル哲学への信用を失墜させるために、これを行ったのではない。ヘーゲルの「支配的民族」に今日のアメリカ合衆国を重ねてみれば、ヘーゲルの世界史認識が『法の哲学』出版後一八〇年以上経過した現在においてもなお妥当していることは、認めざるを得ない。ヘーゲルが咎められるとすれば、近代史の支配的民族であったアングロ・サクソンの知識人であれば余りのおぞましきのために行為するだけで口に出すことを憚ったであろう歴史の「真実」を世界史の哲学として率直に語ったことであろう。

しかもヘーゲルの卓見と言うべきは、国際関係における諸国家間の闘争の激烈さの背後には、個別的国家的国内的諸制度によっては解決することができない市民社会における貧困の蓄積の問題があることを洞察していることである。ヘーゲルによれば国際関係における戦争は、ある意味で、貧民による暴力革命を回避したことの代償であった。それだけに、近代世界における「無主の地」と見なされた諸地域に対する暴力と領土と利権をめぐる文明諸国家間の争奪戦は激烈を極める。諸国家間の国際関係は、自然状態に留まり、自然状態においては何事も不法ではない。国内における実定法の支配と国際関係における自然状態との使い分け、近代諸国家はこの両者の巧妙な使い分けの上に成立していた。近代諸国家における法＝正義の考察は、従って、法の不在（法があるべきところに敢えて法を制定しないこと）をも主題としなければ、その全貌を把握することはできない。

以上考察した晩年のヘーゲルの近代国家認識に照らして見た場合、アメリカ合衆国の存在は特異な位置を占めている。それは、近代国家として全く例外的タイプをなしていると同時に、フランス革命とその後のヨーロッパ全域を巻き込んだ国際的戦争に象徴されるヨーロッパ近代社会との鮮やかな対照において、如何にすれば革命も世界戦争も防止して幸福な国家形成を実現することができるのかという難題に対する解答を、むき出しの姿で示していたからであった。

「階層の違いがすでに存在し、貧富の差が非常に大きくなり、大多数の住民が、これまで通りの慣習的な仕方では、自分たちの諸要求を充足することができないという事態が現れる場合に初めて、一つの現実的国家と現実の政府が成立する。しかしアメリカは、いまだそのような緊張状態に直面してはいない。というのもアメリカにはたえず植民という逃げ道に訴える余地が十分にあって、現に、ミシシッピ流域の平原に、たえず多くの人々が流れこんでいる。この植民という手段によって、不満の主要な原因が解消され、

遠平和はいうまでもなく、持続的な平和でさえも、諸国民を腐敗させるであろう。』(三四節 注解 Hegel 2007, S.492)「国家の個性性のために犠牲になることは、国家に対するすべての人の実体的関係であり、従って、普遍的義務である。」(三二五節 Hegel 2007, S.494)「戦争の結果、諸民族 die Völker はただ強くなるだけではない。国内において反目している諸国民 Nationen は、対外戦争によって国内の平穏を得るのである。」(三二四節 補遺 Hegel 2007, S.494)

現在の市民的状態を続けて行く保証が与えられる。だから、ヨーロッパの国々と北アメリカの共和政諸州 **Freistaaten** とを比較することはできない。というのは、ヨーロッパでは、国外移住はあっても、北アメリカで見られるような人口の自然な流出は存在しないからである。もしかりにゲルマニアの森が今も存在していたなら、むしろフランス革命は引き起こされなかったであろう。北アメリカをヨーロッパと比較するには、この国の途方もない空間が埋め尽くされ、市民社会が内部へと押し戻される時まで待たなければならないだろう。いまはまだ、北アメリカは土地を開墾する **das Land anbauen** 途上にある。ヨーロッパのように、耕作者の単純な増大に歯止めがかかるようになって初めて、住民たちは、農地を求めて外地に殺到することをやめて、都市での営業や商売に殺到するようになり、市民社会の緊密なシステムが形成され、一つの有機的国家への要求が芽生えるようになるのである。」(Hegel 1970a, S.113-114 訳、上 p.148-149 ただし訳文は全面改訂した。傍点は筆者)

植民という「逃げ道」によって「不満の主要な原因が解消され、現在の市民的状態を続けて行く保証が与えられる」。「もしかりにゲルマニアの森が今も存在していたなら、フランス革命は引き起こされなかったであろう」、ヘーゲルのこの言葉は、西洋近代の政治経済システムの本質を鋭く言い当てている。文明諸国の本国で食い詰めた人々が植民する空間が存在し続けるかぎり、文明諸国は本国における革命を回避することができる。巨視的に見れば、北アメリカ大陸は、グレート・ブリテンのみならずヨーロッパ全域から歴大な入植者達を受け入れ続けたのである。ヘーゲルの時代に「ミシシッピ流域」に到達していた入植活動は、その約七十年後には「この国の途方もない空間」を飲み尽くし、フロンティアを消滅させた(一八九〇年前後)。ここに文明社会は、フランス革命の再発を封印してきた安全弁をついに使い果たした。それに続く時代、二十世紀が再び世界戦争と革命の時代になったことは故なしとしない。

6. カント最晩年の政治哲学の再評価

ヘーゲルが診断したように、近代資本主義の政治経済システムを再生産させて行くためには、開墾・征服すべき歴大な植民地の存在が不可欠であった。世界史における近代は、西洋以外の諸地域とりわけ南北アメリカ大陸に住む先住民の犠牲において遂行されたといえることができる。しかしロックによって発明され、その後、ヨーロッパ国際法の基本原理に昇格された農業によって土地所有を基礎付ける理論、そこから先住民の土地を「無主の地」と規定する法理論が生まれなかったならば、西洋諸国民が、ほとんどいかなる良心の呵責にも悩まされず、最も迫害された人々に対する慈悲を説くキリスト教信仰との倫理的葛藤にも直面せず、先住民を殺戮し彼らから土地を奪い、自らの「祖国」を建設する植民活動を長期に渡ってあれほどのエネルギーを持って継続することができたであろうか。今日アメリカ合衆国を「自由」の象徴として賛美する人々が、その自由は一体誰の犠牲によって贖われたのかと、自問することが余りにも少ないのは、なぜであろうか。ユダヤ人に対するホロコーストに対してはその残虐さを非難する人々が、ネイティヴ・アメリカンの民族的抹殺に対してはほとんど倫理的反応を示さないのはなぜであろうか。人々はむしろこのような問いを発する筆者のナイーブさを嗤うであろう。

筆者が、今敢えて、この問いを問題にしたい理由は、十八世紀末、ロックの理論が国際法の先占理論として受容され、西洋諸国民による植民活動を正当化する理論として本格的に活用され始めた時期に、この理論に対して犠牲者である先住民の立場に立って全面的かつ原理的な批判を試みた思想家が存在したからであった。それは、ドイツ古典哲学の定礎者カントであった。

カントが、同時代の国際法の先占理解（国家を構成していると認められた民族だけが国際法上の先占の主体たりうる）および「無主の地」理論に対する全面的批判を行ったのは、カントの最晩年の著作、『永遠平和のために』（一七九五年、以下『永遠平和』と略記）およびその二年後（一七九七年）に公刊された『人倫の形而上学』（以下『人倫』と略記）であった。『人倫』は、老衰したカント（七三歳）の知的水準の低下を証明するドキュメントとさえ見なされ、研究史上、カントの全著作の中で最も低い評価を受けてきた作品の一つであった。しかしこれは、最晩年のカントが、当時世界史における「支配的民族」として「未開」の諸大陸の争奪戦を展開していた西洋文明諸国民の植民活動を正当化していた政治・法理論に対する全面的対決を、学者として、言論活動を通して行っている^{一五}ことを理解することができないために生じた誤解であった。あるいはカント研究者自身が西洋文明諸国の一員として享受している特権と豊かさに反省を迫るような言説をカントの思想のうちに見出したくないという心理的機制が働いていたと推測することもできる。

『人倫』「私法」論におけるカントの所有論の主題の一つは、いわゆる先住民の先占権の擁護にある。その場合、（ロックや国際法と異なり）先占の仕方に一切の限定を設定しないことが核心点であった。

カントによれば、地球上に住むすべての人間による地球の本源的共有の最初の形態が「先占 *Bemächtigung, occupatio*」^{一六}であった。先占とは「すべての人間は、自然または偶然が（彼らの意志に構いなしに）彼らを置いたその場所に居る権利を持っている」（§ 13, S.373）ということである。その意味で「本源的全体占有 *der ursprüngliche Gesamtbesitz* は、アプリアリにある私的占有の可能性の根拠を含んでいる」（§ 6, S.360）。

カントはロックの土地所有権論を、実体－属性の範疇を用いて次のように批判している。

「土地獲得のためには土地の加工（開墾、耕作、灌漑など）が必要であろうか？断じて否だ。なぜならこれらの（特殊化の）諸形式は[土地という実体の]偶有性にすぎず…、実体があらかじめ主体の所有物 *das Seine* として承認されている限りで初めて、それらがその主体の占有に属することができるからである。」（§ 15, S.376）^{一七}。

^{一五} 当時の国際法によって、土地と生活圏を奪われつつあった非西洋諸大陸の人々のために、言論活動を通して、西洋文明諸国民の活動と理論を批判することが、カントにとって「理性の公共的使用」であった。

^{一六} 先占は「最初の占有取得 *die erste Besitznehmung*」（§ 6, S.360）と呼ばれてもいる。「[土地を]占有している者に幸あれという命題は…自然法の根本原則であり、これが最初に占有取得することを[土地の]獲得の法的根拠として立てるのである。最初の占有者はだれでもこの原理に依拠することができる。」（*ibid.*）。

^{一七} 「ある土地の最初の加工、囲い込み *Begrenzung* あるいは総じて形式の付与 *Formung* は、その土地を獲得する権限を与えることができない、すなわち偶有性の占有は実体を法

カントの所有論でもう一つ重要な論点は、「自然状態における法的見越し」という構想である。それは、自然状態において先占によって先住民が占有した土地に対する占有権が、市民政府設立後は所有権として維持され、承認されなければならないという考え方のことである^{一八}。

「自然状態において外的な物を自分の物として持つ仕方は、物理的占有であるが、この占有には、公的立法においてすべての人々の意志と結合されるならば法的占有となることを予測した法的見越し *die rechtliche Präsumtion* が備わっており、こうした期待において物理的占有は相対的に一つの法的占有として認められるのである。」 (§ 9, S.367)。カントによれば、地球上に生を営むあらゆる人々にはその土地に居住しているだけで（「物理的占有」）、すでにその土地に対する正当な占有権が成立する。この先占は、将来、この先住民を構成員の一部とする国家が形成された後は、所有権として承認されなければならない。カントは、ネイティヴ・アメリカンの土地占有権が、アメリカ合衆国建国後も承認されるべきだと主張しているのである。

他方で、この先占は、排他的な私的所有（ロック）ではなく、人類による地球の根源的共有の最も自然に適合した形態であるから、先住民は後からその土地を訪れる人々を直ちに敵として扱ってはならない。『永遠平和』において提起された「訪問権」^{一九}は、『人倫』「私法論」の先占論との関係の中で初めてその意味が明らかになる。

通説的なカント解釈では、『永遠平和』と『人倫』との理論的連続関係を見捨て、『永遠平和』における訪問権が解釈されるから、カントにとって訪問する者たちが訪問権を正当に主張することができるのは、彼らが先住者の先占権を承認する限りでのことである、という論理的関係が無視される。従って、「永遠平和のための第三確定条項」において訪問権について一般的定義が紹介された直後に、なぜ西洋諸国民による非西洋世界の先住民に対する不正行為を批判する記述が続くのか、その理由を理解することができない。訪問権の承認は先占権の承認を前提とするが、西洋の文明化された諸国民は非西洋世界の先住民たちの先占権を承認しないからである（これを正当化する理論が「無主の地」論であった）。カントの世界市民社会概念や訪問権概念を、単に、普遍的コミュニケーション概念によってのみ基礎付けることの一面性はここに明らかである。カントの永遠平和は、単に、諸国民が戦争を行わずに平和的に共存している状態を意味するのではない。それは、何よりも、

的に占有する根拠を与えることはできない、むしろ反対に私の物・あなたの物 [の区別] は、規則（付属物はその本体に従う *accessorium sequitur suum principale*）に従って実体の所有から導出されなければならない。」 (§ 17, S.380)。

^{一八} 「市民的体制とは、各人に彼の物をただ保証するだけで、本来それを新たに取り決めたり限定したりはしない、そういう法的状態にすぎない。」 (§ 9, S.366)。

^{一九} 「訪問の権利とは、地球の表面の共同占有権に基づいてすべての人々が互いに社会的に交際することができるという、すべての人々に備わる権利のことである。つまり地球の表面は、球面であるからして、人々は無限に分散することはできず、結局は互いに併存することを忍び合わなければならないし、根源的には、地球のある場所に居ることに対して、他人よりも多くの権利を持っている人は誰もいないからである。」 (Kant 1977a S.214 訳二七四頁)。

先占の権利が世界的に承認された状態、文明諸国民が「未開」と名指しされた人々から土地を取り上げることが停止された状態を意味する。

資本主義世界システムとネイション・ステイトの形成と共に世界各地で先住民からの土地収奪の過程が進行し、かれらの抗議の声は歴史の闇に葬られてきた。現在においても先住民の先住権を要求する運動は、多元的文化を許容する文化運動の一形態として一定の市民権を承認されているに過ぎない。先住民の先占に基づく土地請求権は、国際法、国内法において少数意見として主張されてはいるが、近い将来に実定法化される見通しは立っていない。「文明化」の名による先住民からの土地略奪がそもそも歴史的な犯罪であったことが、真剣に議論されたことさえない。今日では、これらすべては遠い過去の出来事として扱われ、その歴史的責任を真剣に問うこと自体が、ある意味で空しく響く程である。しかし一八世紀末の時点で、この植民地化の動きはまさに進行途上であった。七三歳のカントが（しかも西洋政治思想史の巨匠たちの中ではカントだけが）その最後の知的エネルギーを現在進行中の西洋文明による歴史的犯罪の理論的批判に捧げたという事実^{二〇}だけは、忘れずに記憶しておきたい。

以上の考察から、カントが永遠平和に向かって努力することは単なる理想ではなく、西洋人にとってはむしろ義務である^{二一}、と主張していることの意味が明らかになる。永遠平

二〇 『人倫』には、西洋文明諸国民による植民活動に対する次のような激しい批判の言説が見られる。引用文中の「われわれ」とは「文明化された西洋諸国民」のことである。

「われわれがある民族との近隣関係を結ぶようにと自然ないし偶然がし向けたわけではなく、ただ我々自身の意志によってそういう事態に至ったのではあるが、その民族とわれわれが一つの市民的結合を結ぶ見通しをその民族がわれわれに与えない以上、われわれの側が市民的結合を設立してこれらの人々（未開人 *Wilde*）を法的状態に（例えばアメリカの未開人、ホッテントット人、オーストラリア人を）移そうという意図さえあれば、必要とあれば暴力を用いて、さもなければ（こちらのほうがずっとましだとはいえないが）詐欺まがいの買収によって、植民地を建設し、そうして自分たちが上記の人々の土地の所有者になるという権限が、また彼らが最初の占有者であったことは考慮せず、われわれの優越性をひたすら利用する権限がわれわれ [文明化された西洋人] にはあるのだと見なすべきではなかろうか。しかも自然それ自身が（自然は真空を嫌悪するから）[われわれに] そうするように要請しているように見えないだろうか、さもなければ [もしかりに西洋人による植民活動がなかったならば] 他の [西洋以外の] 諸大陸の広大な陸地は、今でこそかなりの人口を擁する陸地となっているものの、文明化された住民 *gesittete Einwohner* を欠いたままであつたらうし、それどころかこれからも永遠に欠いたままであるに違いないし、そうなれば [神の] 創造の目的は無に帰すことになるまいか、こういう疑問を出す人がいる。しかし、目的が良ければいかなる手段も正当化されるとする不正義（ジェスイット主義）のこの仮面は簡単に透けて [その下の醜悪な素顔を] 見通せるものだ。だからこうした土地獲得の仕方は棄却されるべきである。」（§ 15, S.377 傍点は筆者）。

カント最晩年の政治思想は、「アメリカの未開人、ホッテントット人、オーストラリア人」たちの生命・生活と人権を擁護する意図に貫かれている。

二一 「道徳的目的という理念に従って行動することは、たとえその目的が実現されうる理

和とは、先住民の先占権が承認される法的状態をも意味していた。カントの時代において、この地球的規模での永遠平和に対して最大の侵犯を行ってきたのは、文明化を誇示している西洋諸国民であった。『永遠平和』においてカントは、「しかもこれを行っているのは、自分たちの信心深さを誇って大騒ぎし、不正を水のように呑み込みながら、信仰の正しさにおいてわれこそは選ばれた者であると認められたいと願っている列強諸国なのだ」(Kant 1977a S.215 訳 二七六頁)と、激しい言葉で彼らを批判していた。永遠平和のために努力することが西洋諸国民にとって義務であるのは、カントにとって、彼らだけが人類史的理想を実現できる知的文化的水準に到達した選ばれた人々であるからではなく、その逆に、永遠平和を義務として引き受けることができなければ西洋諸国民は、その倫理的墮落と自己欺瞞の故にもはや理性的存在者とはいえない状態にまで落ち込んでいるからであった。

論的蓋然性が全く存在しないとしても、にもかかわらずそれが不可能であることが同様に証明されえない限りは、そのように行動する義務がわれわれには課せられているのだ。…永遠平和などもしかしたら存在しないかもしれないが、われわれは、永遠平和の根拠付けに基づいて、あたかもそれが存在するかのように行動しなければならない。…そして戦争遂行に終止符を打つという意図を完遂できるかといえば、それもやはり殊勝な願いにとどまるかもしれないが、にもかかわらずその方向に向かって絶えず努力するという格率を容容することは決して自己欺瞞を犯すことではない。というのもこの格率は義務だからである。」(Kant 1977, S.478 訳 二〇七頁)。

文献（アルファベット順に配列）

- Ellen Meiksins Wood(1999), *The Origin of Capitalism*, Monthly Review Press, New York
1999. エレン・M・ウッド（二〇〇一）『資本主義の起源』（平子友長、中村好高訳）、こぶし書房
- Gentili, A. (1588), *De Jure Belli Libri Tres*.
- Grotius, Hugo (1939), *De jure belli ac pacis libri tres*(1646). Der photographische Neudruck der Ausgabe Leiden, Leiden.
- Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1970), *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. Werke, Bd. 7*, Suhrkamp, Frankfurt am Main.
- Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1970a), *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte. Werke, Bd. 12*, Suhrkamp, Frankfurt am Main. ヘーゲル（一九九四）『歴史哲学講義』上下、長谷川宏訳、岩波書店（岩波文庫）
- Kant, Immanuel(1977), *Die Metaphysik der Sitten*(1797/1798). *Werkausgabe Bd. 8*, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(二〇〇二)『人倫の形而上学』樽井正義、池尾恭一訳、カント全集第十一巻、岩波書店
- Kant, Immanuel(1977a), *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf*(1975). *Werkausgabe Bd. 11*, Suhrkamp, Frankfurt am Main. カント(二〇〇〇)「永遠平和のために」遠山義孝訳、所収『歴史哲学論集』カント全集第一四巻、岩波書店
- Locke, John (1970), *Two Treatise of Government. Everyman's Library*, London. ロック(一九六八)『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波書店（岩波文庫）
- 太壽堂鼎（一九九八）『領土帰属の国際法』東新堂
- 平子友長(二〇〇三)「ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係 一つの理論的整理」唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』第八号、青木書店
- TAIRAKO, Tomonaga (2003a), Marx on Capitalist Globalization, *Hitotsubashi Journal of Social Studies, Vol. 35-1*, p. 11-16, Tokyo.
- 平子友長(二〇〇四)「グローバリゼーションという現実 哲学に突きつけられた課題」日本哲学会編『哲学』第五五号、法政大学出版局
- 平子友長（二〇〇五 a）「カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ」東京唯物論研究会編『唯物論』第七九号
- 平子友長(二〇〇七)「西洋における市民社会の二つの起源」一橋大学社会学研究科編『一橋社会科学』創刊号。
- Vattel, Emmer de(1864), *Le Droit des Gens - Principes de la loi naturelle appliqué à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (1758), Nouvelle Édition par M. P. Pradier-Fodéré.
- Vittoria, F. de (1557), *De Indis Noviter Inventis*.